

[別紙1]

星空舞ブランド化推進事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(事業開始20日前まで)

○交付申請は、下記提出先にメール送信、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

(完了、中止、廃止から30日以内若しくは3月15日のいずれか早い日まで)

○実績報告は、下記提出先にメール送信、郵送又は持参してください。

※事業実施内容が分かるもの(成果品の写真等)及び証票書類を添付してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部兼農林水産部 食パラダイス推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

TEL 0857 - 26 - 7836

メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp